

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(規程の適用範囲)

第2条 この規程は、本協会の役員等及び職員、本協会に所属・登録する全ての審判員、指導員、選手並びにチーム（以下「役職員等」という。）に適用する。

- 2 役員等とは、本協会定款第19条に規定する理事・監事、本協会が設置・運営する各種委員会委員、各種競技会関係役員をいう。
- 3 職員とは、本協会定款第31条に規定する事務局職員をいう。

(役職員等の責務)

第3条 役職員等は、本協会定款第3条及び第4条に規定する「目的・事業」を達成するため、定款、社会通念及び本協会が定める諸規程や決定事項を遵守し、常に品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、シッティングバレーボール等の健全な普及・発展に努めなければならない。また遵守すべき法令はもとより、本規程に記された事項以外においても公序良俗の社会規範から逸脱することがあってはならない。

(禁則行為及び倫理)

第4条 役職員等は、次に掲げる行為等を行ってはならない。

- (1) 指導・活動において暴力行為（直接的暴力・暴言・脅迫・威圧等）、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他個人的な差別など人権尊重の精神に反する言動をとること、若しくはとらせること。
- (2) 世界ドーピング防止規程・禁止薬国際基準に規定する禁止薬物を使用すること、または使用させること。
- (3) 日常の行動について公私を混同し、職務やその他地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋強要をすること。
- (4) 競技規則、その他本協会の定める規則に反すること、あるいは本協会の運営を妨害すること。
- (5) 本協会の運営費、補助金、助成金等の経理処理に関し、一般に公正妥当と認められる会計基準に基づかない不適切な処理や他の目的への流用、その他不正行為を行うこと。
- (6) 暴力団など反社会的勢力から金品、便宜若しくは接待を受けること、または反社会的勢力との間で、金銭等の貸借などあらゆる取引を行うこと。
- (7) 未成年者が飲酒、喫煙をすること。
- (8) 賭博、窃盗、わいせつ行為、飲酒運転など法令による違反行為をすること。
- (9) 著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと、あるいは本協会の名誉と信用を著しく傷つけること。
- (10) 前各号に定める違反行為の防止に努めないこと、あるいは隠蔽行為を行うこと。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、本協会に倫理委員会を設置することができる。

2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、倫理委員会規程の定めるところによる。

(役職員等がこの規程に違反した場合の対処等)

第6条 役職員等に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、理事会は、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役職員等にこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、代表理事は倫理委員会の意見を聴取した上で、厳正な処置をとるものとする。

2 前項の役職員等に関する対処は、本協会各種規程の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

2 この規程の改廃は、理事会の議決による。